

法廷における科学技術のケーススタディ

小島剛（京都大学）

科学技術は訴訟において重大な意味を持っているが、これまで、具体的な裁判の現場での科学のありかたを追求した研究はごく少ない。本発表では、発表者の近著に沿って、法廷の判断に見て取れる政治的、社会的関係を明らかにする。37年間で21回という驚異的な回数の洪水が発生している和歌山県日置川流域は、1990年9月にも上流域にある殿山ダムの行った異常放流によって水害に見舞われた。住民たちは、ダム管理者関西電力と監督者である和歌山県を相手取って訴訟を起こし、裁判では、水害の原因がダムの運用にあるのかどうかをめぐって、原告・被告両鑑定人の論争が行われた。結果は住民側の全面敗訴であったが、裁判所に提出された膨大な書面や鑑定書、証拠を見るといたるところに不審な点が見られる。裁判所は住民260名の陳述、証言、署名を根拠無く無視したり、住民側鑑定人が測量によって関電・和歌山県発表のデータに明らかな矛盾があることを示したにもかかわらず、住民側の主張をしりぞけていた。さらに、発表者はなぜこのような非合理的な判決が下されたのかという理由について、1972年に東大阪一帯をおそった大東水害の訴訟を振り返ることによって、その社会的背景を考察した。この訴訟において、裁判所が行政の圧力を受け、国と大阪府を勝訴させた可能性が後に指摘されている。これら2つの訴訟を考察することによって、法廷における科学技術が社会から隔絶して存在しているのではなく、非常に深い関連を持っていること、ひいては、科学技術的知識が社会の圧力によって特定の方向に変形しうることを示す。